

牛海綿状脳症（BSE）対策に関する緊急要望

わが国で初めて発生したBSEにより、牛肉等に対する消費者の不安が大きく広がるとともに、生産農家、食肉関係事業者等への影響は深刻な状況となっている。

都道府県においては、家畜防疫員、食品衛生監視員等による立入調査、ホームページへの情報の掲載、BSEスクリーニング検査体制の整備等各種対策を講じているところであるが、消費者の不安を完全に払拭し、牛関連製品の安全性の確保を図るためには、今後とも実効性ある施策を積極的に推進する必要がある。

よって、国におかれては、今回のBSE発生の経緯にかんがみ、次の事項について適切に対処されるよう要望する。

記

- 1 今回のBSEの発生原因や感染ルートを、政府一体となって、早期かつ徹底的に究明するとともに、再発防止のための万全の対策を講じること。
- 2 BSEスクリーニング検査の円滑な実施が図られるよう、地方公共団体が行う検査要員の確保及び検査機器の整備等について引き続き支援措置を講じること。
- 3 と畜場等における焼却施設については、既存施設の処理能力の強化を図るとともに、今後、広域的な焼却体制を早急に確立する等必要な支援措置を講じること。
- 4 肉骨粉の処分は、国の責任と負担において適正に行うこと。
- 5 今回のBSE問題で影響を受ける生産農家、食肉関係事業者等への必要な支援措置を早急に講じること。
- 6 風評による被害を防止するため、政府挙げて国産牛肉の安全性のPRに最大限取り組むとともに、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

平成13年10月26日

全 国 知 事 会